

仙台市立東長町小学校いじめ防止基本方針

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える、さらにはその生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

仙台市立東長町小学校（以下「本校」という。）においては、いじめは決して許されない行為であるとして、防止と対策にあたってきた。この度のいじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、本校では法第13条の規定に基づき、仙台市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を踏まえ、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針として、「仙台市立東長町小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的な考え方

（1）いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校では、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめ防止等の対策に教職員一丸となって取り組んでいくこととする。

【法第3条より、いじめ防止等に関する基本理念】

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

【法第2条より、いじめの定義】

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の定義を踏まえ、いじめはどの子にもどの学校にも起こりうるものとの認識を持って、対応に当たる。

（3）いじめの防止等に関する基本的考え方

本校では、市基本方針に基づきながら、特に次の点に留意し、教職員が一丸となって、地域、家庭、関係機関等との連携の下で取り組んでいくこととする。

①いじめの防止

いじめのない学校づくりのためには、児童一人一人が、命の大切さを学び他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という意識を持つことが必要である。そのために本校では特に、「特別活動」「総合的な学習の時間」「道徳」を中心とした学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設け、いじめをなくそうという思いや行動を支援していくことを実践していくこととする。

また、あらゆる機会や場を通して、いじめの問題についての保護者、地域住民への広報に努め、共通認識を持ち、連携していじめの防止等に取り組んでいくこととする。

また、教職員一人一人がいじめの問題の特性を十分理解し適切に対処できるよう、研修会を実施し資質の向上を図ることとする。

②いじめの早期発見

いじめはどの学校でもどの児童にも起こりうるものという認識の下、全教職員が児童の日常的な観察や情報収集を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにしていく。

スクールカウンセラーやさわやか相談員との相談体制についても、児童・保護者への周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」や本校独自のアンケート調査を計画的に実施し、いじめの早期発見に努めることとする。

また、情報の集約や組織的な把握のため、教育相談部の機能強化を図ることとする。

③いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、担任、学年主任、いじめ対策担当、教育相談担当、教頭を通じて校長へ報告し、いじめ対策委員会による情報共有の下、組織的な対応を行う。

被害側児童及び加害側児童への対応は、下記の点に留意しながら個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者へも十分な説明を行い、連携して事後の指導にあたることとする。

- ・被害側児童に対しては、必ず守りとおすという姿勢を明確に伝え、担任以外にもスクールカウンセラー等の活用など全校体制で児童の心のケアを図りながら対応していく。
- ・加害側児童に対しては、被害側児童の苦痛を理解させ、相手がいじめを感じればいじめとなること、いじめは絶対行ってはいけない行為であることを自覚できるよう指導していく。

なお、解決したと思われる場合でも、教職員の見えないところで続いている児童の心のケアが必要なケースも十分考えられるので、継続して見守り必要な対応・指導を行うとともに、進級等の際の引継ぎも確実に行うこととする。

④家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外での取組みが必要となるため、いじめの問題に関する共通理解の下での家庭や地域との緊密な連携を図る。

また、早期発見・迅速な対応に加え生命を大切にする心、他者を思いやり協力する態度を育む必要があることから、地域行事やPTAによる事業にも積極的に関わっていくことで、素早い情報入手や学校の方針の共有化を図っていくこととする。

⑤関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関連施設・関係機関との連携も必要となる。本校においては、町内会、体育振興会、おやじの会、郡山中学区地域ぐるみ生活指導連絡会議、郡山中学区四校連絡会、郡山交番、仙台南警察署、東長町児童館、八本末市民センターなどの協力・連携体制を整備し取組みを進めていくこととする。

3 いじめ防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

①東長町小学校いじめ対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校では、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組みを実効的に行うため、「東長町小学校いじめ対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は基本として次のとおりであり、具体的には校長が実情に応じて任命する。

◎生徒指導主任	○いじめ担当者	校長	教頭	主幹教諭（教務主任）
教育相談担当	養護教諭	該当学年主任	該当担任	（SC、さわやか相談員）

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりである。

ア 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成または承認

イ いじめの防止等の対策のための各年度の取組みの企画・実施または承認、実施結果の点検・評価

ウ いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認

エ いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定等）

オ その他のいじめの防止等に関する重要事項

②東長町小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、仙台市教育委員会より学校が主体となつた調査を行うように指示があった場合には、校長は本校対策委員会を母体にし、学校評議員、学校関係者評価委員、PTA役員などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「東長町小学校いじめ調査委員会」を設置して調査する。

具体的には、あらかじめ校長が「東長町小学校いじめ調査委員会設置要項」を定めておき、対象事案が発生した場合には委員を任命し迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組み

①いじめの防止

- ・いじめについて児童が自ら深く考える機会とすることを目的とし、例年11月の「いじめゼロ・キャンペーン」期間中に児童会や各学級による活動を促し支援する。
- ・児童がいじめに向かわない心や態度の育成を目的とし「生命を大切にしあわいの人格を尊重すること」を目標として、「特別活動」「総合的な学習の時間」「道徳」等の学校教委育活動に取り組む。実施に当たっては、年間指導計画を策定し計画的に取り組む。
- ・いじめ問題に対する啓発と対応への理解・連携を目的として、いじめ防止等に対する学校の取組状況等について積極的に保護者や地域住民へ広報する。
- ・いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上を目的として、関連する研修会や会議等に積極的に参加するとともに、校内研修についても現職教育にて実施する。

②いじめの早期発見

- ・いじめの相談は全教員で対応するが、相談体制としては次のものを基本とする。具体的には、毎年度校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童や保護者等に周知を図る。
 - ア 児童からの相談：担任、養護教諭、スクールカウンセラー
 - イ 保護者等からの相談：教頭、教育相談担当、生徒指導主任、担任、学年主任
- ・本校独自のいじめに関するアンケート調査を毎年6月に実施する。
- ・いじめを含む学校生活上の不安や課題等の把握のため、5月に家庭訪問、夏季休業中に個

別面談を実施する。

- いじめの情報を把握した場合の情報の集約、いじめの発見・把握のための注意事項等、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。そのために、「仙台市教育委員会 いじめ防止マニュアル」を活用し、全教職員で共有する。

③いじめへの対処

- 事実確認調査、事後対応、改善指導等、いじめへの対処にあたっては、「仙台市教育委員会 いじめ防止マニュアル」を下に個々の事案の内容を踏まえて、本校対策委員会を中心に適切に対応する。
- いじめの問題に関する記録を作成の上、進級等にあたっての校内での情報の共有化を図るとともに、転校や進学にあたっては個人情報に留意しながら適切な引継ぎに努める。

④地域や家庭との連携

- P T A行事にいじめの理解・啓発に関する取組みや研修会を積極的に働きかける。
- 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや学校だより等を活用して保護者や地域住民への周知を図る。
- 地域との関わりを深め、より多くの保護者や地域住民に児童の状況を把握してもらう。

⑤関係機関との連携

- いじめを含めた児童の非行や問題行動等の未然防止・早期発見を図るため、町内会、体育振興会、おやじの会、郡山中学区地域ぐるみ生活指導連絡会議、郡山中学区四校連絡会、郡山交番、仙台南警察署、東長町児童館、八本松市民センターなどとの協力・連携体制を進めしていく。具体的には、会議等への可能な限りの参加、定期的な訪問と情報交換、各団体の事業への積極的な協力等を行う。

(3) 重大事態への対処

①重大事態の意味

法第28条第1項に、次に掲げる場合として規定がある。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、次のことが考えられる。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害をこうむった場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

②重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに仙台市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市町村教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市町村教育委員会が行うこととなっている。

したがって、仙台市教育委員会からの指示により学校が主体となって調査を行う場合は、校

長が「学校いじめ調査委員会」を設置し適切に取り組む。仙台市教育委員会が主体となって調査を行う場合は、その調査に協力する。

【仙台市基本方針より、重大事態の調査主体と調査組織】

ア 学校が主体となって調査を行う場合

《対象事案》

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

《調査組織》

- ・学校に設置の「いじめ対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

イ 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

《対象事案》

- ・学校が主体となって調査を行う場合以外の事案。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと仙台市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

《調査組織》

- ・専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される仙台市教育委員会の付属機関を調査組織とする。

③調査結果の提供及び報告

本校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、被害側児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、本校が仙台市教育委員会に報告し、仙台市教育委員会が仙台市長に報告する。

4 その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、学校関係者評価委員、PTA役員等から意見をいただき、必要に応じて今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。その中で本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。